

賃金構造基本統計調査結果の活用について

賃金構造基本統計調査の調査結果から本市技能労務職員と類似する民間企業従業員の給与水準等を把握した。

1 賃金構造基本統計調査の概要

(1) 調査の実施機関

厚生労働省

(2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別に明らかにすること

(3) 調査の時期

6月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間）について、7月に調査を行う。

(4) 公表の時期

調査実施の翌年の3月頃（平成30年分は平成31年3月29日公表）

2 調査の対象

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょを除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

5人以上の常用労働者[※]を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を対象とし、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を客体とする。

※ 常用労働者とは次のいずれかに該当するものである。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

3 厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を二次利用することができる。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用雇用労働者 10 人以上を雇用する民営の事業所の常用労働者（短時間労働者は除く）の調査票情報の提供を受けた。

(1) 事業所単位のデータ

【調査事業所数の状況】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	合計
大阪府内	1,949 所	1,829 所	1,879 所	5,657 所

【主な調査項目】

- 産業分類番号（大分類、中分類）
- 企業規模番号
- 新規学卒者の初任給及び採用人数

(2) 個人単位のデータ

【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	合計
大阪府内	調査実人員	39,760 人	36,494 人	37,214 人	113,468 人
	母集団復元後	約 160.0 万人	約 145.2 万人	約 148.0 万人	約 453.2 万人

【主な調査項目】

- 性別 ○最終学歴 ○年齢 ○勤続年数
- 雇用形態
 - ※ 正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分
- 労働者の種類
 - ※ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、港湾運送業に属する労働者について、「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分
- 役職番号（部長級、課長級、係長級、非役職等）
 - ※ 企業規模常用労働者 100 人以上の事業所のみ
- 職種番号
 - ※ 医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に該当する労働者のデータを除くことにより、公務の技能労務職と類似していると認められる「技能労務関係職種」に相当する労働者を限定することが可能
- きまって支給する現金給与額
 - ※ 通勤手当は分離できないため、通勤手当を含んだ額で調査
- 超過労働給与額
- 前年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額
- 復元倍率

○技能労務関係職種について

賃金構造基本統計調査の個人票の「労働者の種類」が「生産」である労働者、役職区分が「職長」である労働者及び下記の職種区分のうち、「*」を付している職種以外の職種の労働者について集計した。

労働者の種類	生産	*管理・事務・技術
--------	----	-----------

※ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、港湾運送業のみ

役職区分	*部長級	*課長級	*係長級	*非役職者	職長級
------	------	------	------	-------	-----

※ 企業規模100人以上の事業所のみ

職種区分			
<p>【専門的・技術的関連職業従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 化学分析員 * 技術士 * 一級建築士 * 測量技術者 * システム・エンジニア * プログラマー * 自然科学系研究者 * 医師 * 歯科医師 * 獣医師 * 薬剤師 * 看護師 * 准看護師 看護補助者 * 診療放射線・診療エックス線技師 * 臨床検査技師 * 理学療法士、作業療法士 * 歯科衛生士 * 歯科技工士 * 栄養士 * 保育士（保母・保父） * 介護支援専門員（ケアマネージャー） * ホームヘルパー 福祉施設介護員 * 弁護士 * 公認会計士、税理士 * 社会保険労務士 * 不動産鑑定士 * 幼稚園教諭 * 高等学校教員 * 大学教授 * 大学准教授 * 大学講師 * 各種学校・専修学校教員 * 個人教師、塾・予備校講師 * 記者 * デザイナー 	<p>【事務関係従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> * ワープロ・オペレーター * キーパンチャー * 電子計算機オペレーター <p>【販売関連従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 百貨店店員 * 販売店員（百貨店店員を除く） * スーパー店チェッカー * 自動車外交販売員 * 家庭用品外交販売員 * 保険外交員 <p>【サービス関連従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 理容・美容師 洗たく工 調理士 調理士見習 * 給仕従事者 * 娯楽接客員 <p>【保安関連従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警備員 守衛 <p>【運輸・通信関連従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 電車運転士 * 電車車掌 * 旅客掛 自家用乗用自動車運転者 自家用貨物自動車運転者 * タクシー運転者 * 営業用バス運転者 営業用大型貨物自動車運転者 営業用普通・小型貨物自動車運転者 * 航空機操縦者 * 航空機客室乗務員 	<p>【生産工程・労務関連従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製鋼工 非鉄金属精錬工 鋳物工 型鍛造工 鉄鋼熱処理工 圧延伸長工 金属検査工 一般化学工 化繊紡糸工 ガラス製品工 陶磁器工 旋盤工 フライス盤工 金属プレス工 鉄工 板金工 電気めっき工 バフ研磨工 仕上工 溶接工 機械組立工 機械検査工 機械修理工 重電機器組立工 通信機器組立工 半導体チップ製造工 プリント配線工 軽電機器検査工 自動車組立工 自動車整備工 パン・洋生菓子製造工 精紡工 織布工 	<ul style="list-style-type: none"> 洋裁工 ミシン縫製工 製材工 木型工 家具工 建具製造工 製紙工 紙器工 プロセス製版工 オフセット印刷工 合成樹脂製品成形工 金属・建築塗装工 機械製図工 ボイラー工 クレーン運転工 建設機械運転工 玉掛け作業員 発電・変電工 電気工 堀削・発破工 型枠大工 とび工 鉄筋工 大工 左官 配管工 はつり工 土工 港湾荷役作業員 ビル清掃員 用務員

第 13 表 役職別給与額等

賃金構造基本統計調査結果

役 職 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	平 均 給 与 月 額		備 考
				きまって支給する現金給与額から 超過労働給与額を除いた金額	円	
役 職 者	497	42.0	18.2	349,891 (346,106)	円	生産労働者の集団の長として集団内の指揮・監督に当たる者
非 役 職 者	4,627	38.9	11.4	277,738 (276,947)		職長等の役職をもたない者

- (注) 1. 正社員・正職員数が50人以上の事業所に勤務する、実労働日数が15日以上的一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、技能労務関係職種相当の者を対象とし、平成28年から平成30年までの3年間の調査データで算出した。
2. 年齢が20歳未満の者、60歳以上の者及び想定最低賃金未満の者については集計から除外した。
3. 平均給与月額の内金額は、民間データからスミルノフ・グラブス検定により外れ値を検出し、対象データを集計から除外した金額。

